

令和5年度 研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE) の実施方針

令和5年3月16日
ガバニングボード決定

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議決定（最終改正：令和4年12月23日））及び「研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム運用指針」（平成29年5月25日ガバニングボード決定（最終改定：令和4年12月23日））に基づき、令和5年度に実施する重点課題またはシステム改革に資する事業、対象施策、対象施策への配分予算額、対象施策の実施期間を次のとおり定める。

なお、未配分額 89.14 億円については、重点課題またはシステム改革に資する事業への施策提案の審査・評価を踏まえた実施概要の具体化ができた段階での予算配分等の経費として留保する。

研究開発型

配分額：0 億円

重点課題	対象施策	概要	府省庁名	配分額 (億円)	実施期間

システム改革型

地域中核大学イノベーション創出環境強化事業

配分額：6.60 億円

地域中核大学イノベーション創出環境強化事業の令和4年度採択大学への令和5年4月の配分額¹を次のとおり定める。

(令和4年度採択大学)

大学名	配分額（億円）
豊橋技術科学大学	0.60
東京農工大学	0.60
岐阜大学	0.60
信州大学	0.60
徳島大学	0.60
北海道大学	0.60
広島大学	0.60
神戸大学	0.60
弘前大学	0.60
富山大学	0.60
島根大学	0.60

計 11 大学（配分総額 6.60 億円）

¹ 採択2年目配分の考え方について：本事業では原則2年間支援を行うとしているところ、年度の切り替わり時期に切れ目のない大学現場の活動を支援するため、採択2年目の4月に一定割合を配分する方針を審査・評価委員会にて決定している。令和4年度採択校の支援は令和4年10月中旬から開始し、まだ半年程度と日が浅いため、これまでの資金活用状況及び令和5年度の資金計画に大きな懸念事項（構想調書と全く異なる使途で利用もしくは計画をしている、著しく進捗が悪い等）がないか、審査・評価委員会にて確認し、ないと判断された大学について、年度当初に6割（年度総額を1億円と想定し、6千万円）を配分し、留保分については、7月頃に予定しているフォローアップ審査にて、配分額を決定する。（本事業の前身である国立大学イノベーション創出環境強化事業の手法を踏襲）

システム改革型
新SBIR制度加速事業
配分類：0.12億円

対象施策	概要	府省庁名	配分類 (億円)	実施期間
交通運輸技術開発推進制度（SBIR 省庁連携型）	社会ニーズ・政策課題に基づき設定された交通運輸技術のポテンシャル維持・向上に資するトピックを元にフェーズ1による支援を受けた研究開発を、ステージゲートを通して社会実装性などの観点から選抜し、連続的に支援を実施する。	国土交通省	0.12	令和4年度 ² 令和5年度 (先行配分)

フェーズ2（2年目）省庁連携トピック一覧				
No.	ニーズ元	フェーズ1	フェーズ2	タイトル
1	国交	経産・文科	国交	IoT等の活用による内航近代化

令和4年度採択 新SBIR制度加速事業（フェーズ2） 2年目の配分方法

第85回ガバニングボード資料
(令和4年6月23日)

○官民研究開発投資拡大プログラム運用指針（ガバニングボード決定（平成29年5月25日））に基づき、新SBIR制度加速事業は、フォローアップ・評価を行った上で予算の配分額を決定するため、次年度の予算は、来年6月に配分する予定。
※令和3年度新SBIR制度加速事業の予算は、令和3年6月30日に移し替えを実施。

○一方で、新SBIR制度加速事業のうちフェーズ2事業は、1～2年程度の事業期間で実施するため、継続した予算措置が必要となる。

○令和4年度に採択された新SBIR制度加速事業（フェーズ2）の2年目の予算については、以下の配分方法とする。

- ▶ 令和5年4月 2年目に必要な金額の3割を上限として、フォローアップ・評価に先行して必要な金額を配分
- ▶ 令和5年4～5月 審査・評価委員会において、1年目のフォローアップ・評価を実施
- ▶ 令和5年6月 フォローアップ・評価の結果を考慮し、4月に配分した金額を除く2年目に必要な金額を配分

新SBIR制度加速事業（フェーズ2）1年目

新SBIR制度加速事業（フェーズ2）2年目

令和4年4月

令和5年4月

令和5年6月

令和6年4月

1年目のフォローアップ・評価

2年目に必要な金額の3割を上限として配分

4月に配分した金額を除く2年目に必要な金額を配分

² 令和4年度採択 新SBIR制度加速事業（フェーズ2）について、フォローアップ・評価に先行して必要な金額を配分する。一方で、令和5年度（2年目）の予算は、本来、フォローアップ・評価の結果を踏まえて配分されるため、フォローアップ・評価の結果、当該施策が2年目の配分施策として不適切と判断された場合、配分した予算を返金することとする。

※「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議決定（最終改正：令和4年12月23日））に基づき、上記配分額とは別に、BRIDGEの実施にあたって必要となるPD等に係る経費、ガバニングボード、推進委員会及び有識者による委員会の運営に係る経費、プログラムの横断的な運営に係る共通基盤経費、機動的な調査に係る経費等を事務局運営経費として、4.15億円充当する。

（注）上記の重点課題またはシステム改革に資する事業への配分額及び事務局運営経費は政府予算成立をもって確定し、それぞれ各省庁等及び内閣府に配分する。